

ノーマライゼーション

ともに生きる社会

障害者サービスガイドブック

精神・発達



津山市

ガイドブックをご覧の方へ

障害者サービスは、障害の種類・程度によって細かく分かれておりますが、ガイドブックでは内容をできるだけ簡単に説明しています。

詳しくお知りになりたいとき、また、分かりにくいところがある場合は、ご遠慮なくお気軽に下記までお問い合わせください。

※サービスは事前に手続きをしないと、受けられない場合があります。
お早めにご連絡ください。

※なお、記載事項については2019年4月現在の情報です。内容等に変更がある場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

津山市役所 社会福祉事務所 障害福祉課【市役所1階 窓口10番】
〒708-8501 津山市山北520
TEL：32-2067
FAX：32-2153
E-mailshoufuku@city.tsuyama.lg.jp

各支所・出張所でも申請等の手続きを行うことができます。

加茂支所	市民生活課	〒709-3905	津山市加茂町塔中 104
勝北支所	市民生活課	〒708-1205	津山市新野東 567
久米支所	市民生活課	〒709-4603	津山市中北下 1300
阿波出張所	地域振興課	〒709-3951	津山市阿波 1209-4

ホームページ : <http://www.city.tsuyama.lg.jp>

受付時間 : 平日午前8時30分から午後5時15分

※2016年1月より、各種申請に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。申請手続きにお越しの際は、以下のものをご持参ください。

○個人番号のわかるもの（通知カード、個人番号カードなど）

○身分証明書（運転免許証、障害者手帳、保険証など）

目次

相談の窓口

市役所1階 窓口10番 障害福祉課	… 1
発達障害相談支援窓口	… 2
相談支援事業所	… 2・3
津山児童相談所	… 3
美作保健所	… 3
手をつなぐ親の会	… 4
津山公共職業安定所	… 4
岡山障害者職業センター	… 4
津山障害者就業・生活支援センター	… 4
おかやま発達障害者 支援センター県北支所	… 4

手帳について

精神障害者保健福祉手帳	… 5・6
-------------	-------

医療・保険

自立支援医療（精神通院医療）の給付	… 7
後期高齢者医療被保険者証の発行	… 7
心身障害者（児）歯科診療	… 8
訪問指導	… 87

日常生活用具の給付（貸与）

日常生活用具の給付（貸与）	… 9
---------------	-----

手当・年金・給付金など

特別児童扶養手当	… 10
障害児福祉手当	… 10
特別障害者手当	… 11
児童扶養手当	… 12
障害基礎年金	… 13
傷病保障年金	… 13

交通関係

路線バス料金の割引	… 14
国内航空運賃の割引	… 14
フェリー運賃の割引	… 14
福祉バス 「さくら号」（リフト付）の貸出	… 15
タクシー・バス利用料・給油代の助成	… 15

自動車関係

自動車税・自動車取得税の減免	… 16
軽自動車税の減免	… 16
駐車禁止除外指定車標章の交付	… 16
ほっとパーキングおかやま 駐車場利用証の交付	… 17

税金・公的機関の減免

所得税・住民税などの障害者控除	… 18
NHK放送受信料の減免	… 18
NTT電話番号の無料案内	… 19
携帯電話割引サービス	… 19
新マル優制度（少額貯蓄等の非課税制度）	… 19
施設利用料などの割引	… 20

いろいろな支援

高齢者食事サービス	… 21
緊急通報システムの貸出	… 21
日常生活自立支援事業	… 21
災害時要援護者支援台帳への登録	… 22
ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	… 22

関係団体・ボランティアグループ

津山市社会福祉協議会	… 23
ボランティアグループ	… 23
技能ボランティア養成講座	… 23

相談の窓口

市役所 1 階 窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受け付けています。
 障害のある方への一般的な相談をはじめ、様々なサービスについての相談・申請や諸手当の支給事務などを行っています。

電話か窓口にてお気軽にご相談ください。

手話通訳者も配置しています。

福祉サービスの利用相談

* 主な福祉サービス *

介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型=雇用型、B型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある方の理解力、生活力等を補う支援を行います
	就労定着支援	就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、就労先の事業所や家族等との連絡調整を行います
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

発達障害者支援相談窓口

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

E-mail : shoufuku@city.tsuyama.lg.jp

津山市障害福祉課に発達障害者支援コーディネーターを配置し、発達障害のある方、その疑いのある方、またそのご家族への相談支援を行います。

他者との関わりが苦手な社会生活が希薄になっている…なかなか特性を理解されなくて就職が困難になっている…など。

障害があってもその人らしく安心して暮らしていけるよう支援していきます。

対象者：青年期・壮年期の発達障害（疑いを含む）のある方、またそのご家族、支援者等。

相談：受付時間 月～金曜日 9時～16時

事前にお電話で来所日時をお伝えください。



相談支援事業所

相談支援事業所は、障害のある方が、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、個々のライフステージに合わせてさまざまな支援を行っています。

障害がある方やそのご家族などから相談を受け、各関係機関と連携をとりながらその方に合った支援やサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かくサポートします。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や、サービス利用の見直しなども行います。相談は無料です。事前にお電話ください。

対象者：地域で生活されている知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害児・者、難病患者など及びその家族の方。

津山地域障害者基幹相談支援センター

つやま地域生活支援センター「つばさ」

津山市二宮 80-1 ウェスタンビル 1 階

障害者虐待防止センター

TEL:28-7335・FAX:28-7330

TEL:080-2934-1750

美作地域生活支援センター

津山市川崎 1554

TEL:26-3660・FAX:21-8863

地域生活支援センターネクスト津山

津山市津山口 308-5

TEL:22-1177・FAX:22-1177

相談支援事業所きぼう

津山市田町 115

TEL:22-0052・FAX:22-3150

サポートランドウィッシュ

津山市新野東 557-2

TEL:36-7116・FAX:36-7117

特定相談支援事業所あすなろ

津山市西下 1003-1

TEL:36-8355・FAX:36-5182

相談支援事業所神南備園

津山市大谷 600

TEL:24-9402・FAX:24-9407

相談支援事業所 nainoa (ナイノア)

津山市東一宮 31-13

TEL:32-8070・FAX:32-8077

身障相談支援事業所

津山市山北 520

TEL:24-6808・FAX:22-1299

たけやりこども相談支援事業所

津山市津山口 327

TEL:20-1708・FAX:24-1061

木の葉

津山市下高倉西 1823-1

TEL:070-5675-0012・FAX:020-4662-3052

相談支援事業所おれんじ

津山市山下 69-26

TEL:090-3173-6488・FAX:35-0531

<専門的な相談>

津山児童相談所

津山市山北 288-1

TEL:23-5131

FAX:23-5132

相談内容：障害のある子どものあらゆる問題について、医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が相談に応じ、適切な判定・指導を行っています。

特に専門的分野で総合的判定を行い、必要な措置や施設入所手続きを行っています。

美作保健所

津山市椿高下 114

TEL:23-0111

FAX:23-6129

相談内容：障害のある子どもの早期発見・治療を目的として、医学的な相談、指導を行っています。

また、精神障害者、特定疾病・難病などの相談にも応じます。

手をつなぐ親の会

岡山県手をつなぐ育成会
TEL:086-226-3538

相談内容：心身に障害のある方の生活、教育、養育や就労などについて相談に応じています。
第一木曜日午後 津山市総合福祉会館 2 階

津山公共職業安定所（ハローワーク津山）

津山市山下 9-6
TEL:22-8341
FAX:25-0264

相談内容：障害のある方の職業問題についての相談、助言指導や、就労あっせんなどに応じています。

岡山障害者職業センター

岡山市北区中山下 1-8-45 NTT クレド岡山ビル 17 階
TEL:086-235-0830
FAX:086-235-0831

相談内容：仕事に就く上での本人の希望、悩みなどについての相談や、本人の作業検査などを行い、職業能力の適正などの評価を行います。
また、民間事業所での生活支援パートナーによる職業準備訓練（津山市内でも可）やワープロ、パソコンなどの講習も行います。

津山障害者就業・生活支援センター

津山市川崎 1554
TEL:21-8830

相談内容：相談に来られた方の障害特性を踏まえ、希望、経験、スキルなどによりその方に適した就労支援を、ハローワーク、岡山障害者職業センター、福祉事務所、職業能力開発施設などと連携しながら、就職及びその後の職場定着をフォローしていきます。

おかやま発達障害者支援センター 県北支所

津山市山下 53
(美作県民局第一庁舎 1 階)
TEL 22-1717

相談内容：発達障害がある、もしくはその心配があるご本人・ご家族、支援機関からの相談支援・発達支援・就労支援を行ないます。
時間：月～金 9:00～17:00（年末年始・祝日を除く）
無料・面談は要予約



精神障害者保健福祉手帳の申請・交付

この手帳を持っていることにより、各種支援を受けることができます。

手帳には、単に「障害者手帳」と表記し、疾病名等は記載されません。手帳の交付には2～3ヶ月かかります。

市役所 1階窓口 10番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

対象者：何らかの精神疾患のため、日常生活や社会生活にハンディキャップのある方。

入院・在宅による区分や年齢による制限はありません。

対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障害
- ・てんかん
- ・発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動障害など）
- ・高次脳機能障害
- ・その他の精神疾患（ストレス関連障害等）
- ・薬物やアルコール等による精神及び行動の障害により日常生活に支障があること

ハンディキャップの程度に応じて、3段階の障害等級があります。

1級	日常生活を援助なしに維持することが不能である程度のも
2級	日常生活または社会生活に著しい制限を受ける程度のも
3級	日常生活または社会生活に制限を受ける、制限が必要となる程度のも

手続方法：

申請書、顔写真（たて4cm×よこ3cm）、所定の診断書※1（または障害年金※2の年金証書の写しなど）、印かん、個人番号カードまたは通知カード、その他運転免許証など身分を証明するものを持って、障害福祉課で手続きをしてください。

手続きは、障害のある方ご本人のほか、家族の方などが代理ですることができます。

※1 申請書や所定の診断書は障害福祉課や各支所・出張所にあります。

※2 年金証書など、障害年金の受給に関する書類は何らかの精神疾患を支給理由としたものに限ります。

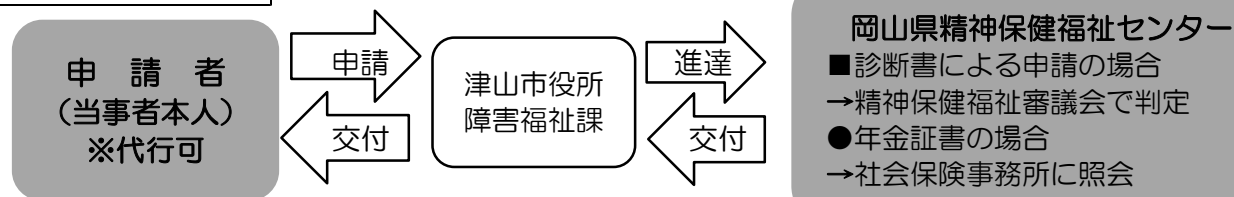
更新について

手帳の有効期限は2年間です。

更新申請に基づき、2年ごとに障害の状況を再認定したうえで更新されます。（更新案内は送付しませんので、更新が必要な方は、各自で手続きを行ってください）

有効期間が満了する3か月前から更新手続きが可能です。

手帳交付の流れ



手続きに必要なもの：

手続	持参するもの								
	印かん	個人番号の わかるもの	身分を証 明するもの	顔写真	診断書	障害年金の受給を 確認できる書類			手帳
						年金 証書	決定 通知書	直近の 年金振込 通知書	
新規交付	○	○	○	○	○	○	○	○	
更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○
等級変更	○	○	○	○	○				○
居住地変更	○	○	○						○
氏名変更	○	○	○						○
紛失	○	○	○	○					
破損	○	○	○	○					○

※診断書による申請の際は「障害年金の受給を確認できる書類」は不要です。(※1、※2 参照)

※「障害年金の受給を確認できる書類」は3つのうちどれか1つでも申請できます。

※「障害年金の受給を確認できる書類」での申請の場合、同意書の提出が必要になる場合があります。同意書は障害福祉課・各支所・出張所にあります。

※顔写真がない場合も手帳交付申請は可能ですが、顔写真の貼付されている手帳とは受けられるサービスの内容に差があります。

※更新申請時などに、申請書に記入される内容と、現在お持ちの手帳の内容に変更がある場合は、必ず記載事項変更の手続きが必要です。



医療・保険

自立支援医療（精神通院医療）

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

精神に障害のある方の通院医療費の自己負担が、1 割になります。
ただし、所得に応じて上限額が設定されます。

対象者：精神疾患があり通院をしている方

有効期間：1 年間有効（1 年ごとに申請する必要があります。）
有効期限の 3 か月前から更新手続きができます。

手続方法：所定の診断書・印かん・保険証・個人番号のわかるもの・身分証明書などを持って、市役所 1 階 10 番窓口障害福祉課で申請してください。

障害認定による後期高齢者医療制度への加入

市役所 1 階 保険年金課

（高齢者医療係）

TEL:32-2073

65 歳以上で一定の障害のある方は、申請し認定されることで後期高齢者医療制度に加入することができます。病院などの受診時に、発行される後期高齢者医療被保険者証を提示することで、保険診療分について保険証に記載された一部負担割合で受診していただけます。

対象者：次の（1）～（4）のいずれかに該当する方

- （1）1 級～3 級の身体障害者手帳をお持ちの方
- （2）4 級の身体障害者手帳をお持ちの方で、次のア～エのいずれかに該当する方
 - ア. 音声機能、言語機能に著しい障害のある方
 - イ. 両下肢のすべての指を欠く方
 - ウ. 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く方
 - エ. 一下肢の機能に著しい障害のある方
- （3）障害基礎年金の受給者で、その等級の 1～2 級に該当する方
- （4）精神障害者保健福祉手帳 1、2 級または療育手帳 A を持ちの方

一部負担金の割合：1 割または 3 割（現役並み所得者）

手続方法：お持ちの身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳、国民年金証書と健康保険証・印かんを持って、市役所 1 階 8 番窓口高齢者医療係で申請してください。

心身障害者（児） 歯科診療

津山歯科医療センター

TEL:22-4021

一般の歯科では診療困難な心身障害のある方を対象として、歯科医療の相談及び診療を行っています。（予約制）

毎月、第2・

訪問指導

津山すこやか・こどもセンター1階 健康増進課

TEL:32-2069

保健師が訪問し、介護方法等の指導や各種制度の活用方法などのご相談に応じます。また、必要に応じて作業療法士も訪問します。

費用：無料

手続方法：健康増進課へご相談ください。お電話でも結構です。



日常生活用具の給付（貸与）

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、以下の①から③の定義を満たす日常生活用具を給付（貸与）するものです。給付（貸与）を受けたい方は、事前にご相談ください。

- ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
- ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。
- ③製作や改良、開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活用品として一般的に普及していないもの。

※内容により給付（貸与）できない場合もあります。

用具の種目等

種目	基準額	耐用年数
火災警報器	15,500 円	8 年
自動消火器	28,700 円	8 年
頭部保護帽	12,160 円	3 年

※用具ごとに給付規定が異なりますので、お問い合わせください。

費用負担：原則として、費用の 1 割負担となりますが、世帯の市町村民税の課税状況により、月額負担上限額を設けます。また、世帯員のうち、市町村民税所得割が 46 万円以上の方がいる場合は、給付対象外となります。

貸与の場合は無償となりますが、市町村民税所得割非課税世帯に限ります。

申請に必要なもの

- 日常生活用具給付（貸与）申請書
- 手帳（精神）
- 印かん
- 世帯全員の所得課税証明書（※津山市で確認できる方は省略できます）
- 個人番号のわかるもの（通知カード、個人番号カードなど）
- 身分証明書（運転免許証、障害者手帳、保険証など）
- 必要に応じ、医師の意見書
- 日常生活用具に係る見積書

※聞き取りによって上記以外の書類が必要になる場合があります。



手当・年金・給付金など

特別児童扶養手当

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

申請できる方：次の要件のうちどちらかに当てはまる 20 歳未満の子どもを育てている方

- ・身体障害者手帳の 1・2・3 級と 4 級の一部に該当する程度の障害の状態にある子
- ・知的障害、精神障害の重度・中度の障害の状態にある（診断書などによる）子

内容：支給は申請の翌月からで、毎年 3 回（4 月、8 月、11 月の各月 11 日）それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込みます。

- ・1 級 1 人につき月額 52,200 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）
- ・2 級 1 人につき月額 34,770 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）

※申請者、その配偶者または扶養義務者の所得により、支給制限があります。

国内に住所がないとき、施設（通園施設は除く）に入所しているときなどは対象となりません。

手続方法：申請者と対象児童の戸籍謄（抄）本、所定の診断書（身体障害者手帳または療育手帳の等級によっては、手帳の写しにより省略可）、印かん、申請者名義の銀行通帳、申請者、対象児童及び配偶者または扶養義務者の個人番号のわかるもの、身分証明書を持って、市役所 1 階障害福祉課で申請をしてください。

（申請書・診断書の用紙は窓口にあります。）

障害児福祉手当

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

申請できる方：20 歳未満の子どもで、日常生活に常時介護を必要とする、おおむね下記の状態に当てはまる方に支給されます。

- ・身体障害者手帳…1 級または 2 級の一部の方
- ・療育手帳…A のうち最重度の方

内容：支給は申請の翌月からで、毎年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月の各月 10 日）それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込みます。

月額 14,790 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）

※受給対象者、その配偶者または扶養義務者の所得により、支給制限があります。

施設（通園施設は除く）に入所している方は対象となりません。

診断書の内容により認定の判断をするため、認定却下になる場合があります。

診断書にかかる費用は自己負担となります。

手続方法：所定の診断書（療育手帳の等級によっては、手帳の写しにより省略可）、印かん、申請者（対象児童）名義の銀行通帳、申請者（対象児童）及び扶養義務者の個人番号のわかるもの、身分証明書を持って、市役所 1 階障害福祉課で申請してください。

（申請書・診断書の用紙は窓口にあります。）

特別障害者手当

市役所 1 階窓口 10 番障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

申請できる方：著しく重度で身体または精神・知的に永続する障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方で、下記のいずれかに当てはまる方

- (1) 両上肢、両下肢又は体幹機能の障害で身体障害者手帳 1 級または 2 級に該当する程度の障害があり、かつ日常生活活動が著しく困難な方
- (2) 内部機能の障害で身体障害者手帳 1 級に該当する程度の障害があり、長期にわたり絶対安静の方
- (3) 特に重度の知的障害・精神障害または認知症等で、日常生活において常に特別な介護が必要な方
- (4) 身体障害者手帳 1 級または 2 級程度の異なる障害が重複している方
- (5) 身体障害者手帳 1 級または 2 級程度の障害と、重度の知的障害・精神障害が重複している方
- (6) 身体障害者手帳 3 級程度以上の障害と、最重度の知的障害・精神障害が重複している方

内容：支給は申請の翌月からで、毎年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月の各月 10 日）それぞれの前月分までを申請者の銀行口座に振り込みます。
月額 27,200 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）

※受給対象者、その配偶者または扶養義務者の所得により、支給制限があります。
施設（通園施設は除く）に入所している方、病院に 3 ヶ月を超えて入院している方は受給できません。
診断書の内容により認定の判断をするため、認定却下になる場合があります。
診断書にかかる費用は自己負担となります。

手続方法：所定の診断書（療育手帳の等級によっては、手帳の写しにより省略可）、印かん、申請者名義の銀行通帳、申請者、その配偶者または扶養義務者の個人番号のわかるものを持って、市役所 1 階障害福祉課で申請してください。
（申請書・診断書の用紙は窓口にあります。）

児童扶養手当

津山すこやか・こどもセンター1階 子育て推進課

TEL:32-2065

申請できる方：ひとり親家庭などのほか、父または母に身体障害者手帳おおむね1～2級程度、または労働不能で常時監視や介護を要する2級以上程度の精神の障害があり、18歳未満の児童を育てている方（一部18歳以上でも可）

内容：支給は申請の翌月分からで、今年度は5回（4月、8月、11月、1月、3月の各月11日）それぞれの前月分までを受給者の銀行口座に振り込みます。

支給額は受給者及び同居の扶養義務者の所得に応じて今年度以降は11月に改定されます。

1人目の児童については

- ・全部支給 42,910円（平成31年4月1日現在）
- ・一部支給 10,120円～42,900円（平成31年4月1日現在）

2人目の児童については

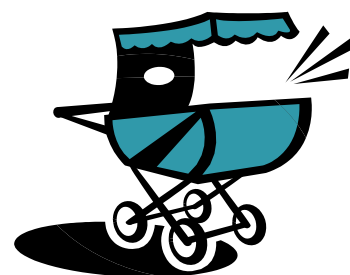
- ・全部支給 10,140円（平成31年4月1日現在）
- ・一部支給 5,070円～10,130円（平成31年4月1日現在）

3人目以降の児童については

- ・全部支給 6,080円（平成31年4月1日現在）
- ・一部支給 3,040円～6,070円（平成31年4月1日現在）

※父または母の障害の内容や障害年金の受給状況（子どもの加算を含む）、その他の公的年金の受給状況や児童の施設入所などで支給制限があります。

手続方法：印かん・身体障害者手帳または療育手帳・年金手帳（障害年金等公的年金受給者の場合は年金証書）・戸籍謄本・受給者名義の受け取り希望口座のわかるもの・受給者、児童及び扶養義務者の個人番号のわかるもの及び受給者の身分証明書等の他に、状況によって添付していただく書類があります。詳しくはお問い合わせください。



障害基礎年金

市役所 1 階 保険年金課
(国民年金係)
TEL:32-2072

申請できる方：身体または精神、知的な障害により日常生活が困難な状態となった 20 歳以上で下記に当てはまる方。

- ・ 障害認定日（初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日または症状が固定した日）に国民年金の障害等級に当てはまる障害があること。
- ・ 初診日（障害について病院で最初に見てもらった日）に国民年金に加入または 60 歳以上 65 歳未満で、国民年金の保険料を一定以上納めていること。（20 歳以前の初診がある人は除きます。）
- ・ 20 歳以前に障害があり病院で見てもらっていた人は、20 歳になったときに年金の支給条件に該当していれば年金が支給されます。20 歳になったらすぐ申請しましょう。（所得により支給制限があります）

内容：毎年 2、4、6、8、10、12 月の各月 15 日に金融機関の本人口座に振り込みます。
18 歳までの子（障害のある子は 20 歳未満）がいる場合は加算があります。

- ・ 1 級年額 975,125 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）
- ・ 2 級年額 780,100 円（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手続方法：診断書の用紙は窓口にありますので、事前にご相談ください。

※平成 17 年 4 月から、国民年金に任意加入していなかったため、障害基礎年金を受けていない障害者を対象とした「特別障害者給付金等制度」が創設されました。
支給の対象は、(1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生、または (2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金等の被保険者の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の 1 級、2 級の障害の状態にある人です。

※勤務先で厚生年金や共済年金に加入している間に発生した病気やけががもとで障害の状態になられた場合、障害厚生年金又は障害共済年金が支給されます。

詳しくは、厚生年金加入の方は津山年金事務所（TEL:31-2360）に、共済年金加入の方はお勤め先の共済組合にお問い合わせください。

傷病保障年金・損害補償給付

業務上、あるいは通勤による病気やけがに対して、労働者災害補償保険による年金や給付があります。

詳しくは、津山労働基準監督署（TEL:22-7157）にご相談ください。

交通関係

路線バス料金の割引

利用できる方及び内容：写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、写真が貼付された1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の介護者1名の運賃が半額になります。

適用範囲は一般路線バスの県内区間ですが、高速バス・定期観光バス及びコミュニティバスの割引については運行事業者にお問い合わせください。

定期券は3割引になります。(中学生以上の方、一部の業者では小学生も対象) ICカード・バスカードを利用される際も割引が適応されます。

※ 写真が貼付されていない手帳では割引は受けられません。

利用方法：運賃支払い前に必ず手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください。

お問い合わせ(実施バス事業者)：中鉄バス、宇野自動車、両備ホールディングス、備北バス、岡山電気軌道、下津井電鉄、中国ジェイアールバス、中国バス、美作共同バス、北辰バス他。

国内航空運賃の割引

利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの12歳以上の方

利用方法：航空券販売窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。介助者が付き添う場合は、同一搭乗区間を同時に購入してください。

内容：本人と介護者1名又は本人のみ

※割引の対象及び割引率は航空会社、路線によって異なりますので、詳細は航空会社にお尋ねください。

フェリー運賃の割引

利用できる方：身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も割引の対象になる場合があります。

内容：チケット売り場で手帳を見せてください。運賃がおおむね5割引になります。

第1種身体障害者手帳、 「A」の療育手帳をお持ちの方	本人・介護者とも おおむね5割引
第2種身体障害者手帳、 「B」の療育手帳をお持ちの方	本人のみ おおむね5割引

※車両運搬料は対象外です。

※なお、介護者の割引等の内容は会社によって異なります。

詳しくは直接船舶会社にお問い合わせください。

福祉バス「さくら号」(リフト付)の貸出

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

利用できる方：市内の障害者関係団体や施設で、おおむね 12 名以上の利用者がいるとき

内容：23 人乗り（車いす 2 人、座席 15 人、補助席 6 人）、運転には大型免許が必要です。
利用料は無料ですが、給油代は利用者の負担です。

タクシー・バス利用料・給油代の助成

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

内容：下記の表に当てはまる方へ社会参加を促進するためにタクシー利用券、自家用自動車給油券、バス利用券のうち、いずれか 1 種類が交付されます。

区分	交付枚数	利用できる方	
タクシー利用料の助成	1 月につき 利用券 4 枚	精神障害者保健福祉手帳 1 級	低所得世帯 (市民税所得割非課税)
自家用自動車 給油代の助成	1 月につき 利用券 2 枚	精神障害者保健福祉手帳 1 級	低所得世帯 (市民税所得割非課税)
バス利用券の 助成	1 月につき 利用券 15 枚	精神障害者保健福祉手帳 1 級	低所得世帯 (市民税所得割非課税)

手続方法：申請が必要ですので、該当になる方は精神障害者保健福祉手帳、印かんをを持って、市役所 1 階障害福祉課で申請してください。
給油券を申請の場合は、登録する車（自家用車）の車検証が必要です。



自動車関係

自動車税・自動車取得税の減免・免除

美作県民局 税務部課税課
TEL:23-1272

利用できる方：一定の条件に当てはまる身体障害、知的障害のある方で日常生活に必要な車詳しくは、上記の県民局にお問い合わせください。

軽自動車税の減免

市役所 2階窓口 2番 税制課諸税係
TEL:32-2017

利用できる方：自動車税などと同様に障害のある方が使用する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。
ただし、自動車税と両方の減免を受けることはできません。

手続き：毎年5月上旬に送られてくる納税通知書と運転免許証、身体障害者手帳または療育手帳、印かんを持って、納期限までに税制課諸税係へ申請してください。

駐車禁止除外指定車標章の交付

津山警察署
TEL:25-0110

利用できる方：精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（有効期限3年）

※身体障害のある方・知的障害のある方はお問い合わせください。



「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証の交付

市役所 1 階 窓口 10 番 障害福祉課 TEL:32-2067

窓口 11 番 高齢介護課 TEL:32-2070

津山すこやか・こどもセンター1 階 健康増進課 TEL:32-2069

内容：身体等に障害があり、歩行が困難な方を対象に、身体障害者等用駐車場の駐車スペースを優先して利用ができるよう、駐車場利用証を交付します。

対象者：下記に該当する歩行が困難な方（対象者によって有効期限が異なります。）

- 身体障害のある方・・・身体障害者手帳の等級によります。
- ※聴覚障害及び音声・言語機能またはそしゃく機能障害は対象外となります。
- 知的障害のある方・・・療育手帳の障害程度が「A」
- 精神障害のある方・・・精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」
- 高齢の方・・・介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護 1～5」
- 難病の方・・・特定医療費（指定難病）受給者
- けが人・・・車いす、杖などの使用が必要であると認められた方
- 妊産婦・・・妊娠 7 ヶ月から産後 1 年までの方（産後は乳児同乗の場合のみ）
- その他・・・診断書などにより、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

申請に必要なもの：

- 障害のある方・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 高齢の方・・・介護保険被保険者証
- 難病の方・・・特定医療費（指定難病）受給者証
- けが人・・・医師の診断書等（歩行が困難と認められる場合）及び身分証明書
- 妊産婦・・・母子健康手帳
- その他・・・医師の診断書等（歩行が困難と認められる場合）及び身分証明書

※代理の方が申請をする場合、代理人の方の身分証明書が必要となります。

税金・公共料金関係

所得税・住民税などの障害者控除

- ・ 所得税・相続税・贈与税……………津山税務署（津山市田町 67、TEL:22-3147）
- ・ 住民税（市県民税）……………市役所 2 階窓口 3 番 課税課市民税係
（TEL:32-2015/FAX:32-2151）

利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、またはそれらをお持ちの方がいる世帯

内容：所得税、住民税などの障害者控除があります。給与所得者は年末調整の時期に、確定申告される方はその申告時に障害者控除の申請をしてください。
その他、相続税の障害者控除や消費税の非課税品目などの優遇措置があります。詳しくは各担当にお問い合わせください。

- ・ 個人事業税……………美作県民局課税課（津山市山下 53、TEL:23-1272）

利用できる方：あん摩、はり、きゅう、その他医業に類する事業を行う方で、両眼の視力が 0.06 以下の方

内容：個人事業税が非課税となります。詳しくは担当にお問い合わせください。

NHK 放送受信料の減免

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

利用できる方：

- ・ 全額免除…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯
- ・ 半額免除…視覚・聴覚障害者及び 1 級～2 級の身体障害者手帳、「A」の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が世帯主かつ契約者の場合

手続方法：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印かんを持って障害福祉課で申請してください。

※制度の詳細は NHK 岡山放送局営業部（岡山市北区駅元町 15-1、TEL:086-214-4700）へお問い合わせください。

NTT 電話番号の無料案内

NTT 津山支店（津山市大手町 1-1）
TEL：24-2215
フリーダイヤル 0120-104-174

利用できる方：

- ・視覚障害 1 級～6 級、上肢・体幹または運動機能障害 1 級～2 級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

内容：無料で「104」の電話番号案内が利用できます。

手続方法：NTT に電話で申込書を請求し、郵送された申込書に必要事項を記入し、返送してください。

携帯電話割引サービス

携帯電話会社ごとに割引サービスがあります。
詳細は各社にお問い合わせください。



新マル優制度（少額貯蓄等の非課税制度）

利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、障害基礎年金などを受給している方
又は特別障害者手当などを受給している方

※制度についての詳細は、金融機関でご確認ください。

内容：金融機関で手続きを行うと、郵便貯金の利子、少額貯金（銀行などの預貯金）の利子及び少額公債の利子が、それぞれ元本または額面 350 万円（合計 700 万円まで）非課税になる場合があります。

手続方法：郵便局、銀行などの金融機関へ手帳や証書を持って申請してください。

施設利用料などの割引

文化施設

利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添いの方（1人まで）

内容：下記の施設の入館料が全額免除となります。

- ・津山郷土博物館（津山市山下 92）TEL:22-4567
- ・津山洋学資料館（津山市西新町 5）TEL:23-3324

手続方法：入館のとき手帳をお見せください。

※津山弥生の里文化財センター（TEL:24-8413）は入場無料です。

有料都市公園

利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添いの方（1人まで）

内容：下記の有料公園の利用料が全額免除となります。

- ・鶴山公園（津山城跡）（津山市山下 135）TEL:22-4572

手続方法：入園のとき手帳をお見せください。

スポーツ施設

利用できる方：行事の主催者が身体障害者団体である方

内容：下記の施設の利用料が 1/2 減額となります。

- ・岡山県津山総合体育館 TEL:24-0202FAX:24-7235
- ・岡山県津山陸上競技場 TEL:24-3773FAX:24-8574

手続方法：利用申請のとき、お申し出ください。

※その他の津山市が管理するスポーツ施設等にも減免の制度があります。詳細は利用する施設にご確認ください。

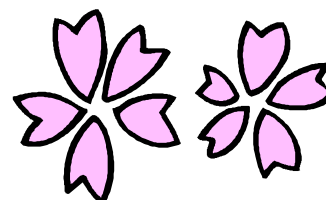


グラスハウス津山市大田 512 TEL:27-7140 FAX:27-2719

利用できる方：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は料金が減免されます。詳しくはグラスハウスにお尋ねください。

その他

公立（一部民間）施設・駐車場や映画館等のチケット購入時に障害者手帳を提示した場合、割引料金で入場できる場合があります。事前に各施設にお問い合わせください。



いろいろな支援

高齢者食事サービス

市役所 1 階窓口 11 番 高齢介護課
TEL:32-2066

利用できる方：市民税所得割非課税の、一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方で心身の障害及び疾病などの理由により、特に必要と認められる方。

内容：月曜日から金曜日の昼食に、一食 410 円（税込）でお弁当を宅配します。

手続方法：ケアマネージャー、津山地域包括支援センターの職員を通じて高齢介護課にお申し込みください。

緊急通報システムの貸出

市役所 1 階窓口 11 番 高齢介護課
TEL:32-2066

利用できる方：おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、70 歳以上の高齢者のみの世帯、一人暮らしの重度身体障害（上肢・下肢・体幹・心臓）のある方で、市民税非課税世帯の方。

内容：緊急通報ができる特別の機器とペンダント型のスイッチにより、家の中や庭先などでの急な体調の変化や火災などのときに、ボタンを押すことであらかじめ登録した近所の人に自動的に連絡が取れます。

費用：無料（通話料は別途必要です。）

手続方法：連絡先として近所の協力してくれる人 3 名が必要となります。
申請書に民生委員の証明をもらってから、高齢介護課にお申し込みください。

日常生活自立支援事業

社会福祉協議会
TEL:23-5130 FAX:24-2979

内容：高齢で認知症のある方、知的障害のある方、精神障害のある方、その他不安がある方々が地域で安心した生活が送れるように支援していく制度です。

- ・福祉サービスを利用するためのお手伝いをします。
- ・日常的な金銭管理についてのお手伝いをします。
- ・通帳や権利証などの書類の預かりをします。

利用料金：生活支援員の交通費は実費負担が必要です。

- ・1 時間あたり 1,100 円（生活保護受給者は無料）
- ・書類等預かり料年間 5,000 円

災害時避難行動要支援者名簿への登録

市役所 1 階窓口 12 番 生活福祉課

TEL:32-2063

災害が発生した時や発生するおそれがある時に、自力（家族の支援を含む）での避難が困難で、地域の人々の支援が必要な方の状況を事前に把握し、平素からの見守りと、災害発生時における避難の手助け、安否確認を地域全体で行う仕組み作りのために、現在「避難行動要支援者名簿」を整備しています。

登録対象者：在宅で、災害時に自力あるいは家族だけでは避難することに不安のある方

- ・高齢者……要介護度 3 以上、またはおおむね 70 歳以上の高齢者世帯で、自力避難に不安のある方
- ・重度の障害のある方（身体・知的・精神）
- ・上記に準ずる症状のある方

※名簿作成の目的を理解し、個人情報の共有に同意していただける方

詳しくは生活福祉課にお尋ねください。

ヘルプマーク・ヘルプカードの交付

市役所 1 階窓口 10 番 障害福祉課

TEL:32-2067

FAX:32-2153

内容：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、知的障害や発達障害のある方、または妊娠初期の方など、外見からは分からない方などで手助けや配慮が必要な方に交付します。

- ・ヘルプマークは、「赤地に白抜き十字とハートマークをあしらった」もので手荷物等につけて周囲の方に援助等の提供を求めていることを知らせるためのマークです。
- ・ヘルプカードは障害者など支援を必要とする方が、周囲に支援を受けるときに必要な情報を記載したカードです。

対象者：市内に住所を有し、マーク・カードを使って周囲の者に援助等の提供を求めていることを知らせたい次の障害等がある者・児

- (1) 肢体不自由
- (2) 内部障害（心臓・腎臓等）
- (3) 聴覚障害
- (4) 視覚障害
- (5) 音声・言語障害
- (6) 知的障害
- (7) 発達障害
- (8) 精神障害
- (9) 難病
- (10) 妊産婦
- (11) けが
- (12) その他援助及び配慮が必要とされる方

手続方法：下記交付場所で交付申請書を記入してください。無償で交付します。

交付場所：本庁障害福祉課、各支所市民生活課及び阿波出張所

関係団体・ボランティアグループ

津山市社会福祉協議会

津山市総合福祉会館内
TEL:23-5130

内容：津山市の民家福祉の拠点として、地域福祉を推進しています。生活の身近なところで数々のきめ細かくあたたかな在宅サービスや、ボランティアの育成、福祉体験などの障害者への理解を深める活動も行っています。お気軽においでください。

ボランティアグループ

津山市ボランティア交流会事務局（社会福祉協議会）
津山市社会福祉協議会 TEL:23-5130

様々なボランティアグループが活動を行っています。
詳しくはパンフレット「ボランティアグループのご案内」（津山市総合福祉会館玄関にあります）をご覧ください。

技能ボランティア養成講座

社会福祉協議会
TEL:23-5130

内容：社会福祉協議会で、技能を必要とするボランティア養成講座（手話奉仕員、点訳、朗読、要約筆記）を開催しています。
※他にもボランティアサークルが行う同様の講座があります。

津山市手をつなぐ育成会

津山市山北 663 津山市教育委員会 学校教育課
事務局 TEL 32-2115

内容：知的障害並びに発達障害のある人の自立支援と特別支援教育についての啓発、発展に努めることを目的にさまざまな活動をしています。
親の会への支援や会員相互の理解を深めるために交流会や研修会を行っています。